

令和 7 年 11 月 29 日

告 示

当財団は本日 JBC 試合ルール第 15 条、JBC 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、大翔ジム所属ボクサーである今井優介（ライセンス No.52441）選手を令和 7 年 11 月 27 日より 6 か月間のライセンス停止処分とする。

理由： 今井優介選手は、令和 7 年 11 月 27 日試合の前日計量において 1.1kg の体重超過となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は同選手を令和 7 年 11 月 27 日より 6 か月間のライセンス停止処分とする。

当財団は本日 JBC 試合ルール第 15 条、JBC 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、大翔ジムのマネージャーである嶋田 雄大（ライセンス No.23136）氏を厳重注意処分とする。

理由： 当財団は、嶋田 雄大氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならぬと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッショ